

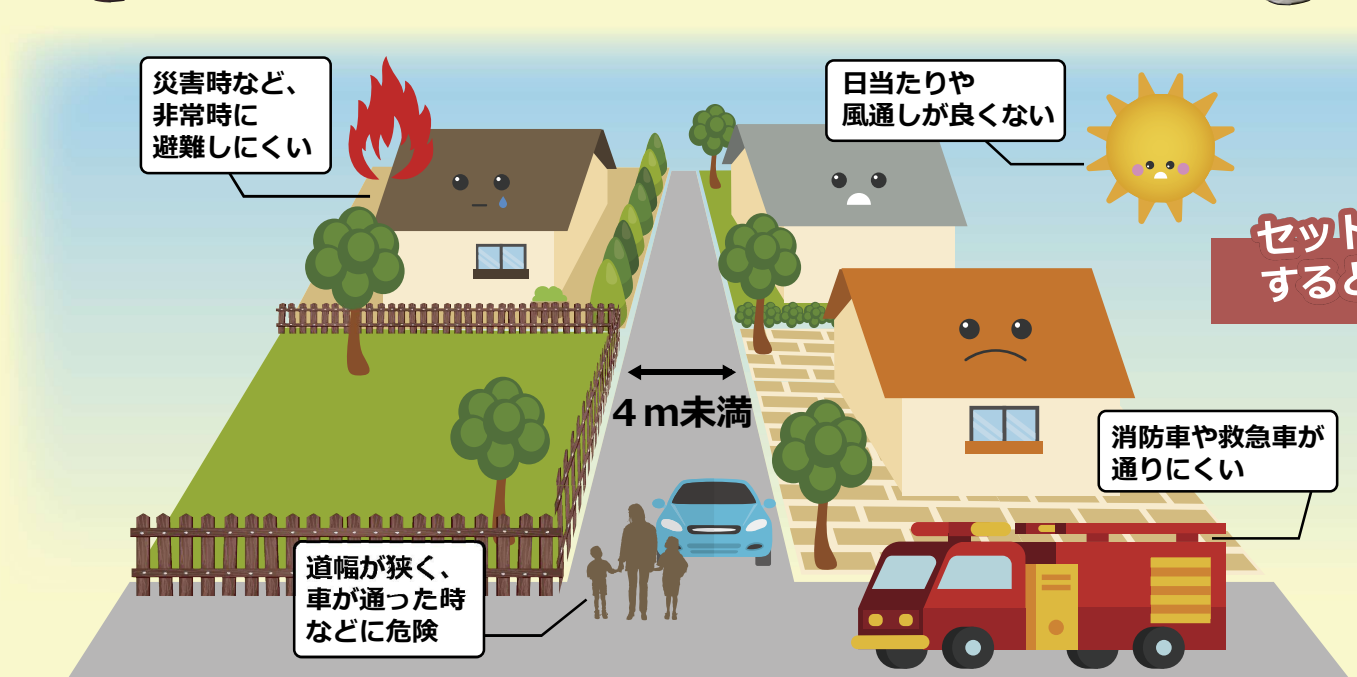
平成28年9月スタート！ 津市狭あい道路整備事業 もっと 生活道路を広げて 住みよい津市に！

皆さんが普段使用している生活道路には、日常の通行だけでなく、さまざまな役割があります。4m未満の狭い道路を広げていくことで、日照、通風など市街地環境の整備、地震や火災など災害

時における避難路の確保、緊急車両が通行しやすくなるなど良好なまちづくりが可能です。市民の皆さんと協働して「津市狭あい道路整備事業」を進めていきます。

狭あい道路整備事業ってなに？

建物を建てる時、4m未満の狭い道路をなくすために敷地の後退(セットバック)部分を寄附してくれる人に、測量や分筆、塀などの除却にかかる費用の一部を助成するんだよ！寄附された土地は、市が道路として整備するよ。



敷地の後退(セットバック)にかかる費用を助成します！

対象の道路

- 建築基準法第42条第2項の規定に係る道路
- 幅員1.8m以上4m未満の市道
- 建物が立ち並んでいる幅員4m未満の道路

助成対象・金額一覧表

	対 象	助成額(上限)
測量分筆	● 道路拡幅用地の測量、分筆、所有権以外の権利の抹消登記	測量費(12万円) 分筆登記費(3万円) 抹消登記費(5千円)
除却費	● 道路拡幅用地内にある門、塀、擁壁、生け垣などの除却 ● 水道メーター、排水ますなどの移設	50万円 ※除却等に要する費用の1/2 又は市が算出した費用の1/2
報償金	● 道路拡幅用地	100万円 ※津市固定資産税路線価に寄附面積を乗じて得た額の1/2

事業の対象になるかなど、詳しくは建築指導課まで相談してね。



狭あい道路を広げるためのステップ123!

市と市民の皆さんで協力して広げましょう！

- 1 新築や建て替えの時などは、敷地後退を！
- 2 セットバックした土地はぜひ市へ寄附を！
- 3 市が整備して、広い道路にします！

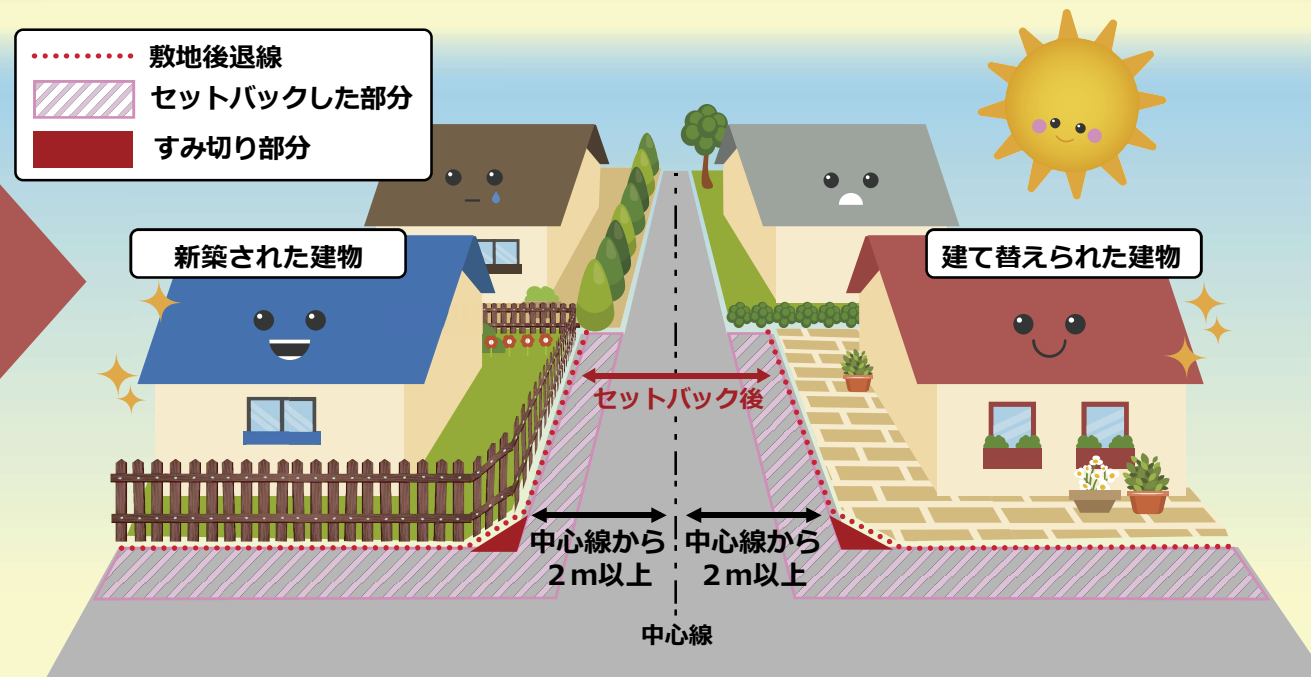
気軽にご相談ください！



《狭あい道路整備事業に関する問い合わせ》

建築指導課 ☎229-3185 FAX 229-3336

✉229-3185@city.tsu.lg.jp



見てみよう！助成金・報償金の対象事例

